

～所得税の予定納税の減額申請とは～

その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上である場合、その年の所得税及び復興特別所得税の一部を前払で納付しなくてはならない制度があります。この制度を予定納税といいます。

その年の6月30日の状況で所得税及び復興特別所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月15日までに所轄の税務署長に「[予定納税額の減額申請書](#)」を提出して承認されれば予定納税額は減額されます。なお、第2期分の予定納税額だけの減額申請は11月15日までです。(この場合には、10月31日の状況において見積ることとなります)

※前払で納める金額は減額されますが、年間の税額が変わる訳ではございません。

【減額申請対象者】

- ・ 廃業や休業、失業した方
- ・ 本年分の所得が前年よりも明らかに少なくなると見込まれる方
- ・ 災害や盗難、横領により損害を受けた方
- ・ 多額の医療費を支出した方
- ・ 扶養家族が増えた方や、新たに障害者や寡婦(寡夫)になった方
- ・ 社会保険料や小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、住宅ローン、寄付金などの控除対象となる支出が増加した方
- ・ その他の特殊な事情が生じた場合



令和6年度税制改正の大綱

令和6年6月から定額減税(所得税3万円、住民税1万円)が実施されることとなります。

- ・ 定額減税の対象となるのは、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方です。
- ・ 予定納税の対象となる方については、令和6年7月の[第1期分予定納税額](#)から本人分に係る特別控除の額が控除されます。
- ・ 同一生計配偶者または扶養親族に係る特別控除の額については、[予定納税額の減額申請](#)の手続により特別控除の額を控除することができます。

なお、この申請書には所得金額等の見積額を記載する欄や見積の基礎となった資料を添付する必要があります。減額申請をお考えの際は事前に担当者へ、ご相談下さい。

税理士法人
土手内総合事務所